コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 11 月 27 日

株式会社ランドピア

代表取締役　吉田 篤司

問合せ先：　管理部　03-3661-5633

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保するため、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。また、多くのステークホルダーからの信頼を得るには、タイムリーディスクロージャーも必要であると考えております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉田　篤司	460,000	78.63
吉田　光世	120,000	20.51
東京中小企業投資育成株式会社	5,000	0.85

支配株主名	吉田　篤司、吉田　光世

親会社名	－
親会社の上場取引所	－

補足説明

吉田光世は吉田篤司の配偶者です。

３．企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主等との間で取引が発生する場合には、取引理由及びその必要性、取引条件の妥当性等について、取締役会において予め十分に審議の上で意思決定を行い、少数株主の利益を損なうことのないよう対応いたします。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

－

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	－

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石割　由紀人	公認会計士											

※１　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(２)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石割　由紀人	―	―	公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	2 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査担当者、監査役及び監査法人は、意見交換・連携を適宜行い、それぞれの監査が相互補完し合うことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	―

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
保坂　洋子														

園部　洋士	弁護士													

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
保坂　洋子	―	―	監査法人への勤務実績や他社の常勤監査役の就任実績があり、常勤監査役に必要な知識と業務経験を有していることから選任しております。
園部　洋士	―	―	弁護士資格を有しており、法律に関する専門知識と豊富な業務経験を有していることから選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	―

その他独立役員に関する事項

―

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

役員及び従業員の士気を高め、一層の業績拡大及び企業価値の向上を図ることを目的に導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の継続的な成長と企業価値の向上と、付与対象者の受ける利益とを連動させることで、当社に対する付与対象者の貢献意欲を高めることを目的としてストックオプション制度を導入しております。なお、付与数については役職や今後の期待に応じて決定しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員報酬規程を定め、取締役の報酬は株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、取締役会で配分方法の取扱いを協議した上で代表取締役が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役の専従スタッフは配置しておりませんが、管理部が取締役会付議事項に関する資料等を事前に提出するとともに必要に応じて情報共有を行うことで、社外取締役の監督機能が十分に発揮できるようにサポートしております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ．取締役会 当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として、全取締役５名で構成しており、月１回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。 ロ．監査役 当社は監査役２名が、取締役会その他重要な会議に参加するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っており、内部監査室及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。なお、当該監査役は社外監査役であ

ります。
ハ．経営会議
代表取締役社長及び常勤取締役をメンバーとする経営会議を毎週定例会議１回、その他必要に応じ臨時会議を都度実施しております。取締役会の指揮により効率的に事業を執行するとともに、関連する主要議題について幅広く、かつ適時に協議し、必要に応じて取締役会へ方針や施策等を具申しております。
当社の常勤取締役は各部門の管掌役員という位置付けであります。経営会議の開催により、機動的で迅速な意思決定と効率的な業務執行の体制を構築しております。
ニ．リスク管理・コンプライアンス委員会
コンプライアンス違反や重大事故等の各種リスクに対処し、適正な業務遂行を図ることを目的として、リスク管理規程及びコンプライアンス規程を整備し、運用することにより、健全な企業活動を推進しております。上記規程に基づき、部署横断的なメンバーを構成員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を定期的に開催し、各種リスク項目について議論するとともに、重要事項が検出された場合には取締役会へ報告しております

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役は、取締役５名中１名が社外取締役であります。各部署所管の常勤取締役から毎月１回以上の取締役会への報告を通じて、業務執行における適正性及び効率性の確保に努め、相互に監督がなされる体制となっております。
また、当社の監査役２名は社外監査役であり、内部監査室や監査法人と連携し、取締役の職務執行状況を厳正にチェックしております。
上記のことから経営監視機能は十分に機能する体制が整っていると判断し、当該体制を採用しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	現時点では実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、実際の開催日について集中日を避けるように留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	現時点では実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現時点では実施しておりませんが、今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では英文による提供を考えておりません。

２．IR に関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 WEB サイト上に IR ページを設け、TDnet において開示された情報、決算情報、発行者情報、その他投資家に当社の状況を説明する資料を掲載していく予定であります。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を IR 担当部署としております。

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の株主、投資家、及びその他の利害関係者のすべてに対して適時・適切な会社情報を提供し、当社に対する理解を深めること、社会的信頼を向上させることを目的として、適時開示マニュアルを定めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後、取り組むべき事項であると考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ステークホルダーに対する積極的な情報開示が重要であり、ホームページ等を通じて情報提供を行っていく方針であります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システム整備に関する基本方針について、以下のとおり定めております。

１． 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

常勤取締役が出席する経営会議その他の社内会議を定期的に開催し、相互に情報交換を行うことで法令及び定款を遵守する体制を確保しております。

２． 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内の情報管理については、「文書管理規程」「社内システム利用規程」等を制定し、当該規程に基づき情報を保存・管理するのに適した情報システムのインフラを整備することで対応しております。

３． 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

管理部が中心となり、「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」等に基づき危機管理及び緊急対策への対応をしております。

４． 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

重要な職務執行を適切かつ効率的に行うため、経営会議において重要事項の協議・共有を行うとともに取締役会付議事項の事前検討を行っております。また、職務の執行を効率的に行うため、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の社内諸規程に基づき、適切な権限の委譲を行い、内容に応じた意思決定ルールに則り業務を分担しております。

５． 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「リスク管理規程」「コンプライアンス規程」「社内システム利用規程」等を制定し、管理部を統括部署として適切に運用することにより危機管理及びコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上

を図っております。また、社内に内部通報窓口を設けるとともに、社外窓口も設置しております。

６． 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からの求めに応じ、必要に応じて業務補助のための従業員を置きます。監査役付きの使用人は、監査役の求める業務知識を有する者とし、監査役の指示に従いその業務を行います。

７． 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役付きの使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査役に事前に同意を得ます。

(2) 監査役付きの使用人の人事考課は監査役が行います。

(3) 当該使用人が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は監査役に委嘱されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとしております。

８． 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(1) 監査役により、法令に基づいた対応をとってまいります。

(2) 監査役の職務の効果的な遂行のため、取締役及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告します。この重要事項にはコンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項を含みます。

(3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告します。

(4) 監査役への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行います。

９． 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

報告をした者に対して、その報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止しております。

10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係わる方針に関する事項

監査役がその職務の執行のために生じる合理的な費用の前払い又償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備

(1) 「反社会的勢力等排除規程」等を定め、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針としております。

(2) 管理部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、上記基本方針を取締役及び使用人に周知徹底しております。

(3) 行政機関などからの情報収集に努め、不当要求等の事案が発生した場合には警察及び顧問法律事務所等の外部専門家と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

12. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもちます。

(2) 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力いたします。

(3) 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力いたします。

(4) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備いたします。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1)　「反社会的勢力等排除規程」等を定め、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針としております。 (2)　管理部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、上記基本方針を取締役及び使用人に周知徹底しております。 (3)　行政機関などからの情報収集に努め、不当要求等の事案が発生した場合には警察及び顧問法律事務所等の外部専門家と緊密に連携し、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しております。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

－

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

－

【模式図(参考資料)】

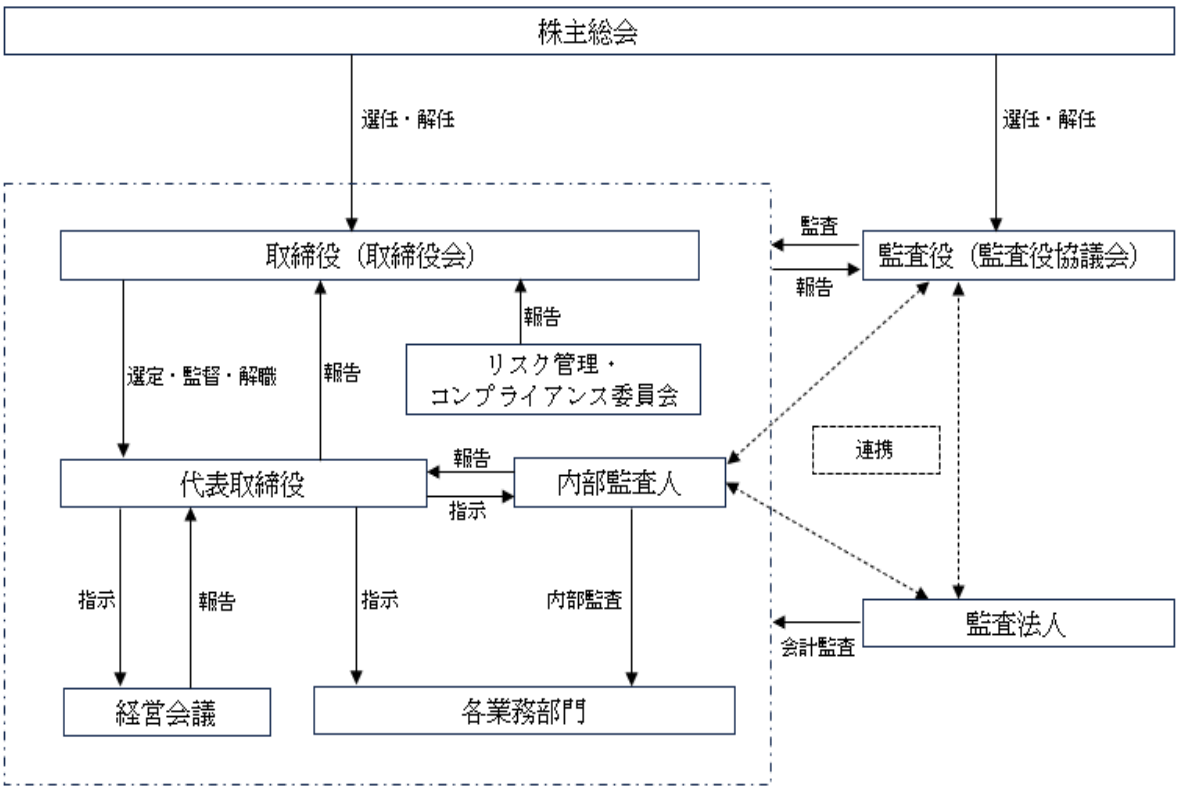
株主総会
選任・解任
選任・解任
取締役（取締役会）
監査
監査役（監査役協議会）
報告
報告
選定・監督・解職
報告
リスク管理・
コンプライアンス委員会
連携
報告
代表取締役
内部監査人
指示
指示
報告
指示
内部監査
監査法人
会計監査
経営会議
各業務部門

【適時開示体制の概要（模式図)】

（１）決定事実・決算に関する情報等

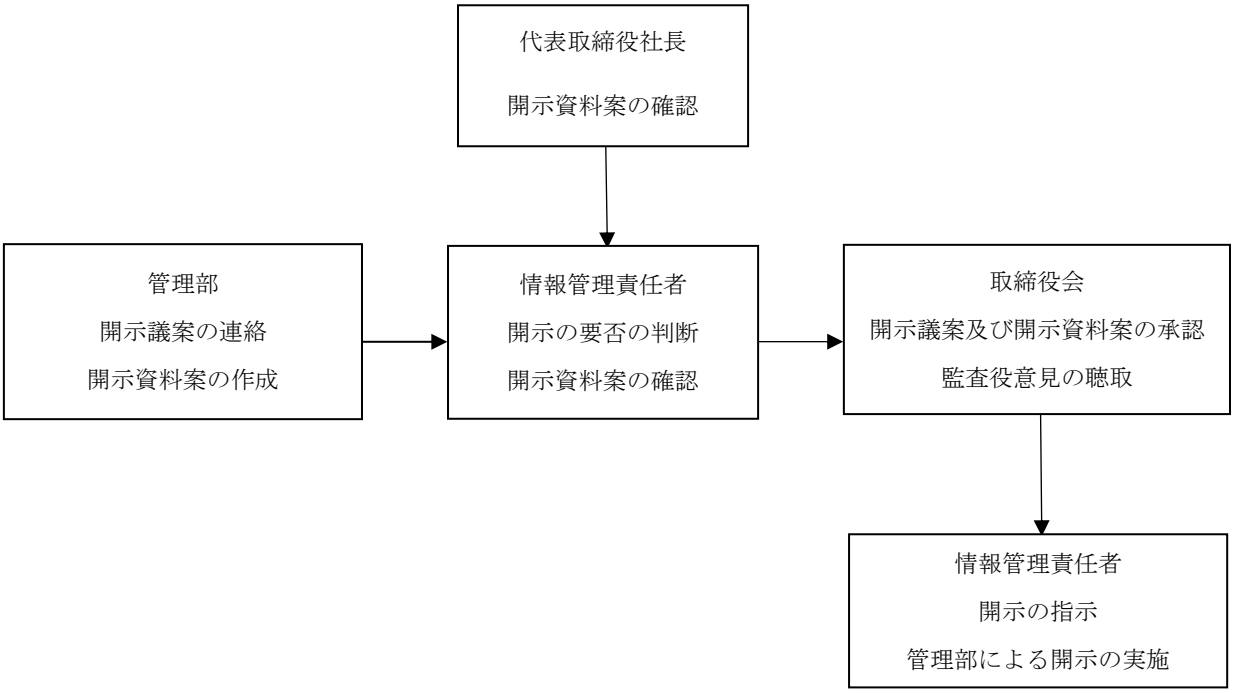

（２）発生事実に関する情報等

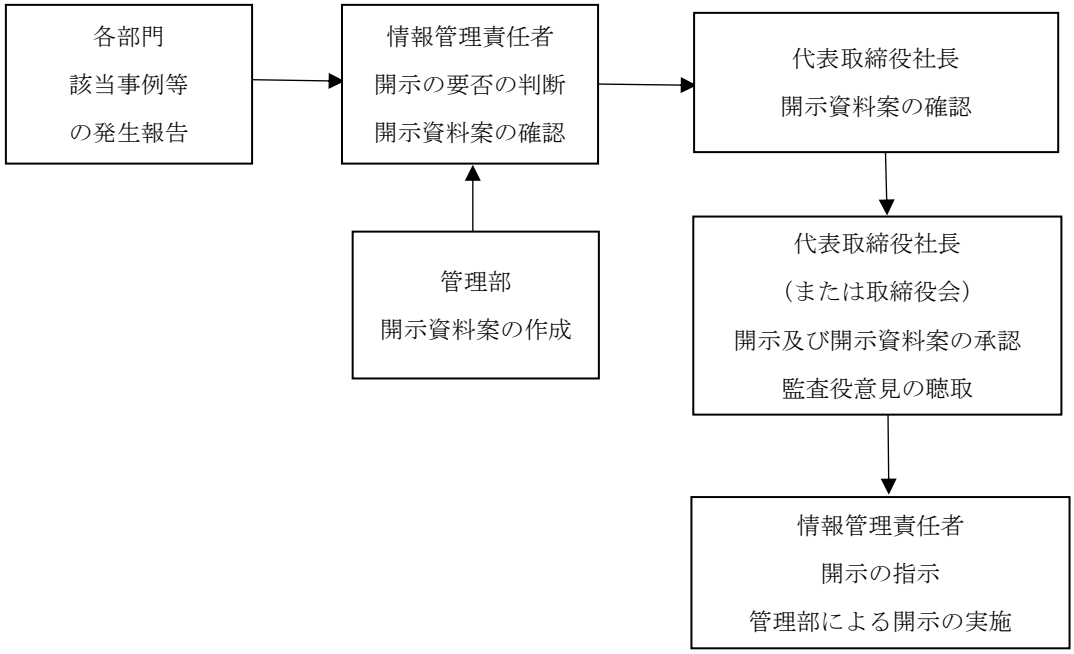

以上